

健生食輸発0717第1号
令和7年7月17日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「輸入鯨肉の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「輸入鯨肉の取扱いについて」(平成26年9月2日付け食安輸発0902第1号(最終改正:令和6年7月5日付け健生食輸発0705第2号))。以下「通知」という。)にて取り扱っているところです。

今般、ノルウェー政府から、PCB、クロルデン等の脂溶性汚染物質に係る鯨肉の汚染実態について報告があったこと及びこれまでの検査実績を踏まえ、脂肪を含まない筋肉部位にこれら脂溶性汚染物資の蓄積量は少ないことが確認できたことから、同通知を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

食安輸発0902第1号
平成26年9月2日
(最終改正：令和7年7月17日)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号にて通知しているところですが、輸入時のモニタリング検査の結果、基準値を超えるディルドリン及びクロルデンが検出されていること、また、過去の検査実績を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしくをお願いします。

なお、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号通知は、当該通知をもって廃止します。

記

1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、須の子、鹿の子、尾肉、畝須、皮、舌、尾羽、かぶら骨、肝臓、腎臓、心臓等）別に欄部により届出するよう指導すること。
2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）、クロルデン（*cis*-クロルデン、*trans*-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和）、ヘキサクロロベンゼン並びにヘプタクロルに係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。

なお、輸入者からあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。

また、PCBについては、別添に示す要件を満たすPCB₇の自主検査結果が提出された場合も検査の指導は不要とすること。

（優先順位）

水 銀：

- ①肝臓 ②腎臓 ③筋肉、須の子、鹿の子、尾肉又は心臓 ④舌 ⑤畝須
⑥皮又は尾羽 ⑦かぶら骨

PCB：

- ①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④須の子、鹿の子、尾肉、肝臓、腎臓又は心臓
⑤かぶら骨

アルドリン及びディルドリン、クロルデン、ヘキサクロロベンゼン、ヘプタクロル：

- ①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④須の子、鹿の子、尾肉、肝臓、腎臓又は心臓
⑤かぶら骨

3. 本日以降日本に到着する輸入鯨肉について、該当年度の輸入食品等モニタリング計画に基づき、残留農薬等の項目の検査を実施すること。

輸入鯨肉の PCB₇ 試験成績書受入れ要件

1 対象

- (1) アイスランドから輸入される北大西洋で採捕されたナガスクジラ
(*Balaenoptera physalus*)
- (2) ノルウェーから輸入されるノルウェー海域で採捕されたミンククジラ
(*Balaenoptera acutorostrata*)

2 試験を実施する外国公的検査機関

- (1) アイスランド
Hafrannsóknastofnun (Marine and Freshwater Research Institute)
- (2) ノルウェー
ALS Laboratory Group Norway AS
Institute of Marine Research

3 PCB₇ (PCB₂₈、PCB₅₂、PCB₁₀₁、PCB₁₁₈、PCB₁₃₈、PCB₁₅₃ 及び PCB₁₈₀ の和) の暫定的上限値※を超えないもの。なお、検査結果は小数点以下 2 けたまで求めること。

- (1) アイスランドから輸入されるナガスクジラ : 0.19 ppm
 - (2) ノルウェーから輸入されるミンククジラ : 0.20 ppm
- ※PCB 検査結果と PCB₇ 検査結果の相関性に基づいて設定した上限値

4 次の情報が記載されていること

- (1) 検査機関の名称及び住所
- (2) 依頼者の名称及び住所
- (3) 鯨の個体番号
- (4) 鯨種
- (5) 捕鯨海域
- (6) 検査部位
- (7) 検査項目
- (8) 検査結果
- (9) 試験成績書の発行年月日
- (10) 成績書番号

5 その他

1～4 の要件を確認できない試験成績書を受付けた場合は、当室まで連絡すること。